

豊田市後付け安全運転支援装置設置費補助制度Q & A（令和8年度版）

	質 問	回 答
1	補助制度は、いつまで実施しますか？	実施期間を延長し、令和9年3月31日まで実施します。その後は、安全運転支援装置の設置状況等を勘案し、検討する予定です。
2	申請受付は、いつからいつまでですか？土日祝日でも申請できますか？	令和8年度の申請受付の開始日は、令和8年4月1日（水）、終了日は令和9年3月31日（水）です。申請書の受付は、市役所の開庁日のみです。土日祝日、年末年始の開庁日は、受付できませんのでご注意ください。また、受付時間は、開庁日の午前9時から午後4時までとさせていただきます。ご了承ください。 なお、正午から午後1時までの間は休憩のため対応できる職員が少なくなり、受付をお待ちいただく場合があります。そのため、申し訳ありませんが、その時間帯を避けていただけると助かります。
3	安全運転支援装置を設置する前に申請するのですか？	取扱事業者に依頼して安全運転支援装置を設置した後、書類をそろえて申請してください。
4	安全運転支援装置を設置した後、申請するまでの期限はありますか？	安全運転支援装置の設置日から3か月以内（3か月後の日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）に申請してください。3か月を過ぎた申請は、受付できません。 ただし、設置日から3か月後の日より、補助制度終了日（閉庁日の場合は、その直前の開庁日）の方が早い場合は、その日が期限となります。 例①：令和8年4月10日（金）設置 → 令和8年7月9日（木）までに申請 例②：令和8年5月9日（土）設置 → 令和8年8月7日（金）までに申請 例③：令和9年3月9日（火）設置 → 令和9年3月31日（水）までに申請
5	令和8年2月20日（令和7年度中）に設置した場合、令和8年度に申請することはできますか？	令和7年度中に設置した場合は、令和8年度には申請できません。
6	申請書類は、どこでもらえるのですか？	交通安全防犯課の窓口で配布するほか、市ホームページから印刷することができます。 申請書類は、最新の様式を印刷し、ご記入ください。古い様式の場合は、再度ご記入いただくことになりますので、申し訳ありませんがご了承ください。
7	申請書の提出は、郵送でも良いですか？ また、各支所・出張所でも申請できますか？	恐れ入りますが、郵送での申請は受付けておりません。交通安全防犯課の窓口で申請書をご提出ください。また、申し訳ありませんが支所や出張所での申請受付はできませんのでご了承ください。 申請者本人の代わりに、取扱事業者の方がご提出いただいても結構です。

豊田市後付け安全運転支援装置設置費補助制度 Q & A（令和 8 年度版）

8	申請書は、代理の人に提出してもらっても良いですか？	申請書は、代理の方がご提出いただいても結構です。ただし、申請者は補助対象者に限ります。取扱事業者におかれましては、申請者が高齢の方ですので、書類の記入や申請書の提出等について、何卒ご支援、ご協力をよろしくお願いします。
9	予算が無くなったら終了ですか？	補助金は予算の範囲内での交付のため、予算が無くなり次第終了となります。予算の終了時期は、申請件数によるため、明確に判断することはできません。申し訳ありませんが、予めご了承ください。特に、予算が減少する年度の後半は、補助金を受けられない可能性があります。
10	令和 2 年度に一度補助金を受けたのですが、令和 8 年度にも申請することはできますか？	本補助制度は、年度に関係なく 1 人につき 1 台(回)限り受けることができます。同一申請者が、2 台(回)以上の申請をすることはできません。
11	補助金額の算出方法は？	補助金額は、安全運転支援装置本体、部品、取付けに必要な費用（消費税込み）で申請者が取扱事業者へ支払った金額の 9 割（1,000 円未満の端数切り捨て）上限 60,000 円です。ただし、修理、改良、点検等の別の費用は含めないでください。 例①：申請者が支払った金額が 50,000 円の場合 50,000 円×9/10＝45,000 円 ⇒ 補助金額 45,000 円 例②：申請者が支払った金額が 35,000 円の場合 35,000 円×9/10＝31,500 円 ⇒ 補助金額 31,000 円（1,000 円未満切捨て）
12	65 歳以上で自ら使用する自動車に設置したのですが、自分が営む会社名義の自動車です。補助対象になりますか？	本補助制度では、令和 8 年度末時点で 65 歳以上であっても「非営利かつ自ら使用する自動車に設置」することが要件ですので、事業用の会社の自動車に設置した場合は補助対象になりません。 自動車検査証記録事項・車検証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されている車及び「使用者の氏名又は名称」欄が申請者本人の名義となっている車が対象です。 所有者の欄ではありませんので、ご注意ください。
13	所有者は 65 歳以上の人ですが、実際には 65 歳未満の子どもが自動車を使用しています。安全運転支援装置を設置すると補助対象になりますか？	本補助制度では、「65 歳以上の人」が、非営利かつ自ら使用する自動車に設置したことが要件です。申請者以外の人を使用する場合は、補助対象になりません。 自動車検査証記録事項・車検証の「使用者の氏名又は名称」欄に申請者の名前が記載されている必要があります。
14	軽トラックに安全運転支援装置を設置したのですが、補助対象になりますか？	貨物車も対象となります。非営利で使用する自家用の自動車であれば、自動車検査証記録事項・車検証の「用途」欄の「乗用」と「貨物」の区別はありま

豊田市後付け安全運転支援装置設置費補助制度Q & A（令和8年度版）

		せん。営利目的で使用している貨物車は対象になりません。
15	ローンで購入した自動車に、安全運転支援装置を設置したのですが、補助対象になりますか？	申請者本人が使用している自動車で、自動車検査証記録事項・車検証の「使用者の氏名又は名称」欄に申請者の名前が記載されていれば、ローンで購入した自動車であっても補助対象になります。
16	安全運転支援装置を設置して補助金を受け、すぐに売却や名義変更等をすることは認められますか？	認められません。 補助金を受けた安全運転支援装置は、設置日から1年以上使用してください。1年未満で安全運転支援装置を処分（売却、廃棄等）した時は、補助金を返還していただく場合があります。 ただし、病気等の理由で運転が困難になった場合は、無理に運転することは止めて、免許返納等をご検討ください。このような場合は、補助金を返還する必要はありません。
17	補助金を受け取った後、豊田市外へ転居することになってしまいましたが、補助金は返還となりますか？	申請者本人が引き続き使用し、廃棄、売却等の処分を行わなければ、補助金を返還する必要はありません。
18	現在は豊田市外に住んでいますが、近々豊田市内に引っ越す予定です。安全運転支援装置を設置すると補助対象になりますか？	申請日に豊田市に住民票があり、令和8年度末時点で65歳以上等の要件をすべて満たす個人であれば、対象になります。 ただし、同一の補助対象経費に対する他の補助金をすでに受けている場合は、補助対象となりません。
19	「交付申請書兼実績報告書」は、代筆しても良いですか？または、パソコンで入力しても良いですか？	申請者の申請意志を確認するため、また、誓約及び同意事項を確認するため、様式内の署名は、必ず申請者本人が記入してください。その他の部分は、代筆やパソコン入力でも構いません。 なお、押印の必要はありません。
20	添付書類「自動車検査証記録事項・車検証の写し」は、所有者や使用者が申請者本人の名前ではありませんが、申請できますか？	自動車検査証記録事項・車検証の「使用者の氏名又は名称」欄には、申請者本人の名前が記載されていなければ補助対象になりません。なお、所有者は、申請者本人に限定していませんので、別の人の名義でも構いません。 本補助制度では、「65歳以上の人が、非営利かつ自ら使用する自動車に設置した」ことが要件です。
21	添付書類「自動車運転免許証の写し」は、表面だけで良いですか？	表面だけで結構です。ただし、裏面に住所、名前等の変更内容が記載されている場合は、裏面の写しもご提出ください。 運転免許証は、有効期限内であることを確認してください。申請者が自動車の運転が可能である必要があります。
22	添付書類「購入設置費の支払い手続きが完了したことを証する書類」は、どのようなものですか？	購入設置費を支払った際に取扱事業者が発行する「レシート」、「領収書」等のコピーで結構です。 ただし、購入設置費用や支払い手続き完了が確認できるものとしてください。

豊田市後付け安全運転支援装置設置費補助制度Q & A（令和8年度版）

23	設置した車の「使用者」は 65 歳以上の人ですが、購入設置費を別の人が支払った場合は、補助対象になりますか？	本補助制度では、「自ら使用する自動車に自ら設置した」ことが要件ですので、申請者本人が購入設置費を支払っている場合に補助対象となります。そのため、添付していただく「レシート」、「領収書」等の宛名も申請者本人の名義である必要があります。
24	添付書類「安全運転支援装置販売・設置証明書」は、どのようなものですか？	「安全運転支援装置販売・設置証明書」は、市の指定様式です。この証明書の作成を取扱事業者に依頼し、添付してください。 取扱事業者におかれましては、記入のご協力をお願いします。証明者は店長（営業所長）名でご記入ください。なお、押印の必要はありません。
25	「請求書」は、交付決定後でなければ提出できませんか？	補助制度の手続きにおいては、交付決定後のご提出になりますが、手続きを簡略化するため、申請書と一緒にご提出いただくことも可能です。その際は、請求書の日付は記入しないでください。 また、請求書を提出する際は、請求書に記入した申請者本人名義の口座の通帳又はキャッシュカードの写しを添付してください。
26	申請書を提出してから、どれくらいの期間で補助金を受け取ることが出来ますか？	申請書を受理してから、概ね 1 か月から 1 か月半後の振込みを予定していますが、申請件数により前後することがあります。予めご了承ください。
27	補助金の受取方法は？現金での受取りも可能ですか？	補助金の受取方法は、申請者本人名義の口座振込みのみです。現金での受取りはできません。また、受取りは申請者に限りますので、他人名義の口座への振込みもできません。
28	安全運転支援装置を設置しましたが、装置の作動を解除して運転しても良いですか？	道路、交通、運転等の様々な状況に応じて、装置のオン・オフの切り替えが必要な場合があるかもしれませんが、基本的には運転者の判断に委ねますが、補助制度の主旨をご理解いただき、解除しなくても良い場合は、常に作動する状態で運転するように心掛けてください。 また、安全運転支援装置はあくまでも補助装置です。条件により作動しない場合がある等、装置の性能や注意事項等を正しく理解して使用してください。装置を設置したからといって過信せず、ドライバーの安全運転が基本です。